

SMBC・アムンディ クライメート・アクション

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **050-4561-2500**（受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ

<https://www.amundi.co.jp>

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「SMBC・アムンディ クライメート・アクション」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月26日に関東財務局長に提出しており、2024年11月27日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

【委託会社の情報】

委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社
設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円(2024年8月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：2兆9,023億円(2024年8月末現在)

ファンドの目的・特色

このファンドはESG投信[※]です。

※ESG投信とは、ESGを投資対象選定の主要な要素としているファンドです。ESG投信の定義については、委託会社のホームページにある「アムンディ・ジャパンの提供するESGファンドについて」をご確認ください。 https://www.amundi.co.jp/esg/esg_funds



ファンドの目的

主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式へ投資します。

- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス^{*}採用国・地域の上場株式の中から、気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に投資します。

^{*}MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスはMSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

- 株式への投資については、ルクセンブルク籍投資信託「CPR Invest - クライメート・アクション」(以下「外国籍投資信託」といいます。)への投資を通じて行います。

2 外国籍投資信託の運用においては、CDP評価^{※1}とESG評価^{※2}に基づき、株価の上昇余地も考慮した銘柄選択を行います。

- 外国籍投資信託の運用は、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)^{※3}の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。
- 各投資先企業の炭素強度^{※4}をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマークや投資ユニバースを下回ることを目指します。
- 外国籍投資信託の運用は、CPRアセットマネジメントが行います。

CPRアセットマネジメントは、フランス・パリを本拠とする、世界トップクラスの資産運用会社アムンディ傘下の子会社で、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

※1 CDPとは、低炭素化社会の実現を目指し、気候変動等の取組みについて分析、評価、開示を行う国際NGO（非政府組織）です。銘柄選択には、CDPが公表する気候変動対応に関する評価である「気候変動スコア」を使用します。また、SBT（サイエンス・ベースド・ターゲット Science Based Target）^{*}の設定状況も考慮します。

^{*}2015年にWWF（世界自然保護基金）およびCDP、国連グローバル・コンパクト、WRI（世界資源研究所）が、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、企業が気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定したものです。

※2 ESGは環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもので、企業の持続的な成長性を判断するための評価軸です。銘柄選択においては、アムンディのESG評価が低い企業または問題がある企業を除外しています。

※3 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

※4 炭素強度とは、投資先企業の活動に伴う温室効果ガス排出量を売上高当たりで示した指標です。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●投資対象とする外国籍投資信託の投資顧問会社におけるスチュワードシップ方針

当外国籍投資信託の投資顧問会社であるCPRアセットマネジメントにとって環境・社会・ガバナンス(ESG)は意思決定の重要な要素です。アムンディ・グループの一員として、ESGリサーチやスチュワードシップ活動においてグループのリソースを活用しています。CPRアセットマネジメントのスチュワードシップ方針はグループの方針に準拠しており、エンゲージメント活動では持続可能で包括的な低炭素経済への移行を推進する一方、議決権行使においては、ガバナンスの実効性を重視するとともに企業が持続可能な経済・社会への移行に適切に取り組むことを求めます。

詳細につきましては、委託会社のホームページにある「外部委託先のスチュワードシップ方針」よりCPRアセットマネジメントのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.amundi.co.jp/company/policy/advisory-stewardship>

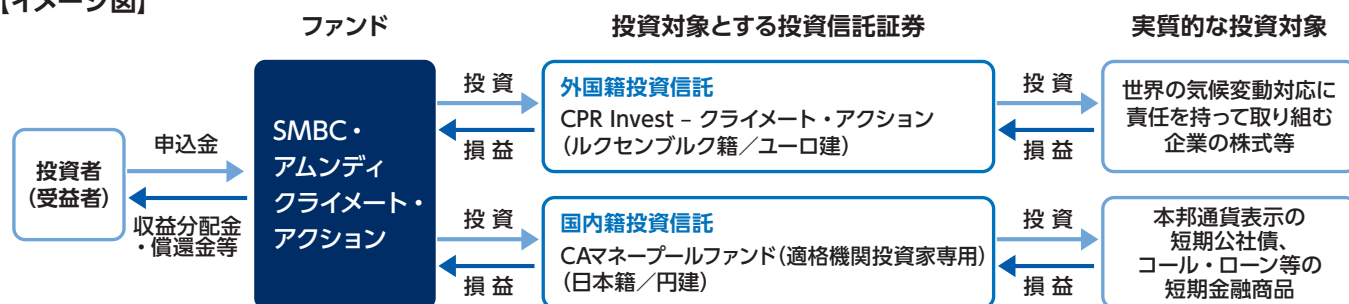


3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

【イメージ図】



* 外国籍投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

分配方針

年2回決算(原則として毎年2月および8月の各25日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	CPR Invest - クライメート・アクション
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	気候変動の影響を抑制することに責任を持って取り組み、ESGの評価で一定の水準を満たす日本を含む世界の企業の株式に投資し、長期的(最低5年)に世界株式市場をアウトパフォームすることを目的とします。また、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。
投資方針	● CDPが公表している気候変動問題への取り組み度合いの評価とアムンディのESG評価を使い、投資対象ユニバースを決定します。 ● 定量モデルを使い、セクター毎に投資候補を絞りこみます。 ● 個別企業のファンダメンタル分析により銘柄選定を行います。 ● 各投資先企業の炭素強度をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマークや投資ユニバースを下回ることを目指します。
運用プロセス	1 最適な投資 ユニバースの決定 ● MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス採用国・地域の上場株式の中からCDP評価が上位の銘柄を中心に企業を抽出します*。 ● ESG評価が低い企業、または問題がある企業は除外します。 2 定量的な スクリーニング ● セクター毎に全銘柄を利益率の変動予想など定量的な指標に基づいて分析。 ● セクター毎に個別銘柄の財務データを多次元に分析する独自開発システムを活用。 3 ファンダメンタル 分析 ● スクリーニング高評価の銘柄群において詳細なファンダメンタル分析を行い短期的なリスクと長期的な株価上昇期待を測定。 ● 株価のバリュエーション分析 4 ポートフォリオ構築 リスクモニタリング ● 株価の上昇余地とリスクを勘案した確信度に応じて最終組入れ銘柄を決定。炭素強度も考慮しポートフォリオを構築。 ● 組入比率は確信度のほかに流動性も反映。 ● リスクモニタリング ～1,000銘柄程度 → ～150銘柄程度 → ～50-80銘柄程度 ※CDP評価が基準を満たさない銘柄あるいはCDP評価未取得の企業については、SBTの設定状況や事業内容を考慮して投資ユニバースに加えることがあります。
ベンチマーク	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(配当込み、ユーロベース)
投資顧問会社	CPRアセットマネジメント

国内籍投資信託	
ファンド名	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍／契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク



株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク



ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク



ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク



短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク



海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

③ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

④ ESG投資に関する留意事項

- ・ファンドはESGを重視したポートフォリオの構築を行ないますので、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて、基準価額の動きが異なる場合や変動幅が大きくなる場合があります。
- ・関連する規範や企業の開示内容の変化等によって、現在適用されているESGの評価基準および運用プロセスが変更される場合や、ファンドが使用している指標が変更される場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

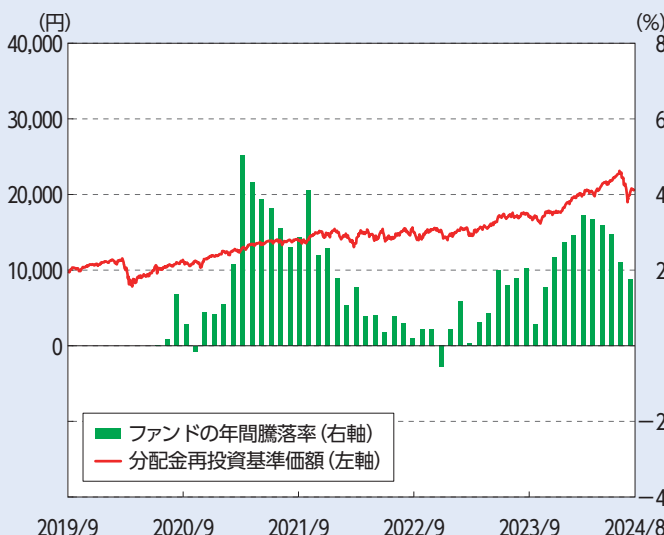
リスクの管理体制

- ・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

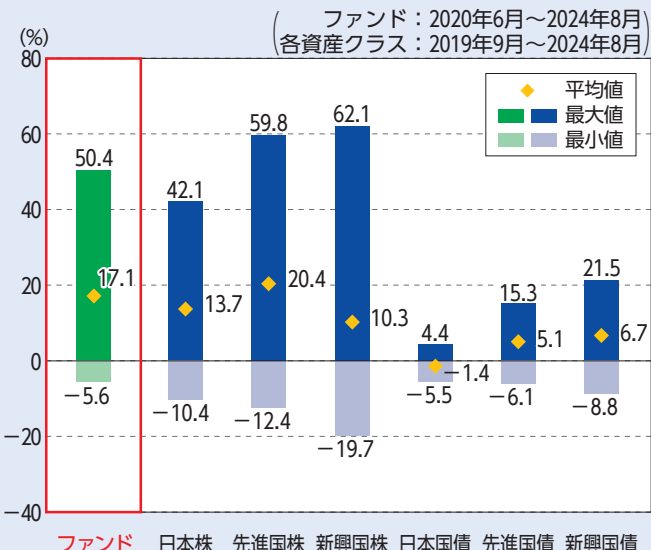
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは、ファンドについては2020年6月から2024年8月までの年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2019年9月から2024年8月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

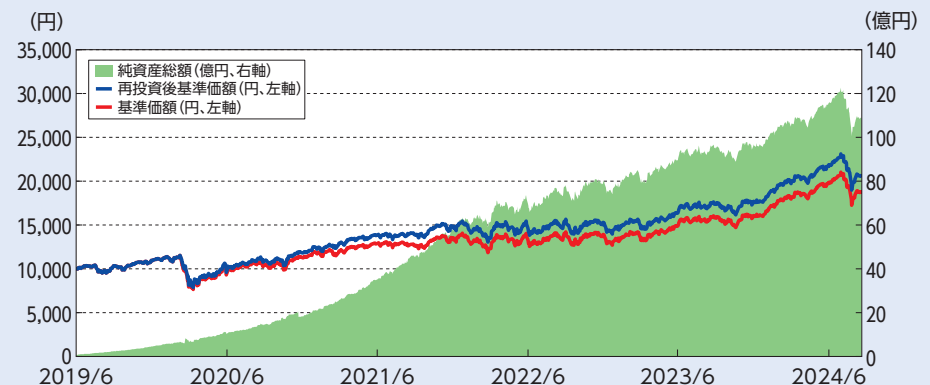
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	18,776円	純資産総額	109.15億円
------	---------	-------	----------

分配の推移

決算日	分配金(円)
6期(2022年8月25日)	0
7期(2023年2月27日)	0
8期(2023年8月25日)	0
9期(2024年2月26日)	0
10期(2024年8月26日)	0
設定来累計	1,100

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

【ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5業種、組入上位10銘柄および炭素強度は、CPR Invest - クライメート・アクションのポートフォリオの状況を記載しています。】

資産配分

資産	比率(%)
CPR Invest - クライメート・アクション	98.3
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.0
現金等	1.6
合計	100.0

※比率は純資産総額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

組入上位5業種 (CPR Invest - クライメート・アクション)

	国・地域	比率(%)
1	情報技術	28.6
2	ヘルスケア	15.1
3	金融	13.6
4	資本財・サービス	13.3
5	一般消費財・サービス	8.9

※比率はCPR Invest - クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄 (CPR Invest - クライメート・アクション)

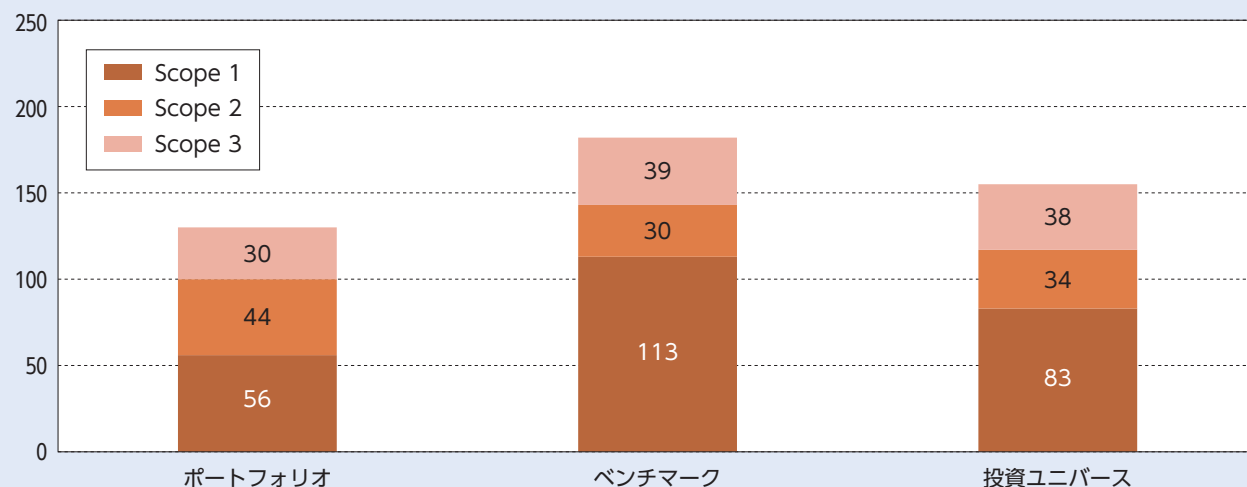
	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	マイクロソフト	米国	5.3
2	アップル	米国	4.3
3	エヌビディア	米国	3.9
4	アッヴィ	米国	2.7
5	TJX	米国	2.7
6	S&Pグローバル	米国	2.6
7	マスターカード	米国	2.5
8	メルク	米国	2.3
9	ホーム・デポ	米国	2.2
10	ボストン・サイエンティフィック	米国	2.1

※比率はCPR Invest - クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

炭素強度 (CPR Invest - クライメート・アクション)

(tCO₂e/100万ユーロ)



※炭素強度は1年間に100万ユーロの売上げを実現するためにどれだけ温室効果ガスが排出されるかを示す指標で、数値が低い方が望ましいものです。温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算、トン）を売上高（百万ユーロ単位）で割った値を銘柄ごとに算出し、加重平均しています。

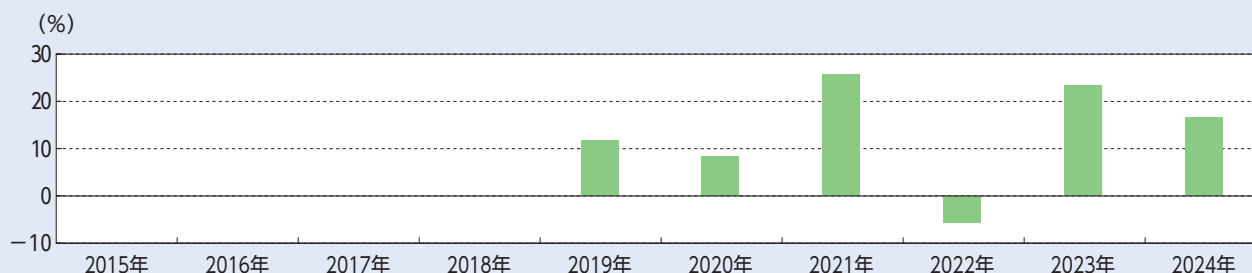
排出量は企業のバリューチェーンごとに以下の3つの区分に分けられます。

- －Scope 1：当該企業自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）
- －Scope 2：他社から当該企業に供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- －Scope 3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。ただし、本書では、当該企業が直接影響を与えることができる一次サプライヤーに関連する上流部門での排出量のみを使用しています。

※データの出所はTrucost社です。京都議定書で定められた6種類の温室効果ガス排出量を対象とし、それぞれのGWP（地球温暖化係数）に基づいて二酸化炭素に換算しています。

※ベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスです。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は設定日(6月14日)から年末まで、2024年は年初から8月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入時 	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時 	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について 	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受付けません。 ●ルクセンブルクの銀行休業日 ●フランスの祝休日 ●ユーロネクストの休業日 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●米国証券業金融市場協会が定める休業日 ●12月24日 ●委託会社が指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	2024年11月27日から2025年5月23日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。

その他 	信託期間	2029年2月26日までとします。(設定日：2019年6月14日)
	繰上償還	委託会社は、ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決算日	年2回決算、原則として毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は2020年2月25日とします。
	収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	1兆円です。
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

〈投資者が直接的に負担する費用〉

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.3% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.078% (税抜0.98%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。	
		【信託報酬の配分】	
		支払先	料率(年率)
		委託会社	0.25% (税抜)
		販売会社	0.70% (税抜)
	投資対象とする 投資信託証券	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
		受託会社	0.03% (税抜)
		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
		【支払方法】 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。	
	実質的な 負担の上限	名称	料率(年率)
		CPR Invest - クライメート・アクション	0.8%
		CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%) 以内
		純資産総額に対して 年率1.878% (税込) ファンドの信託報酬年率1.078% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.8%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。	
その他の 費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ●有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ●信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます) ●投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 *その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。



税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2024年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間：2024年2月27日～2024年8月26日)

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.98%	1.07%	0.91%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではありません)

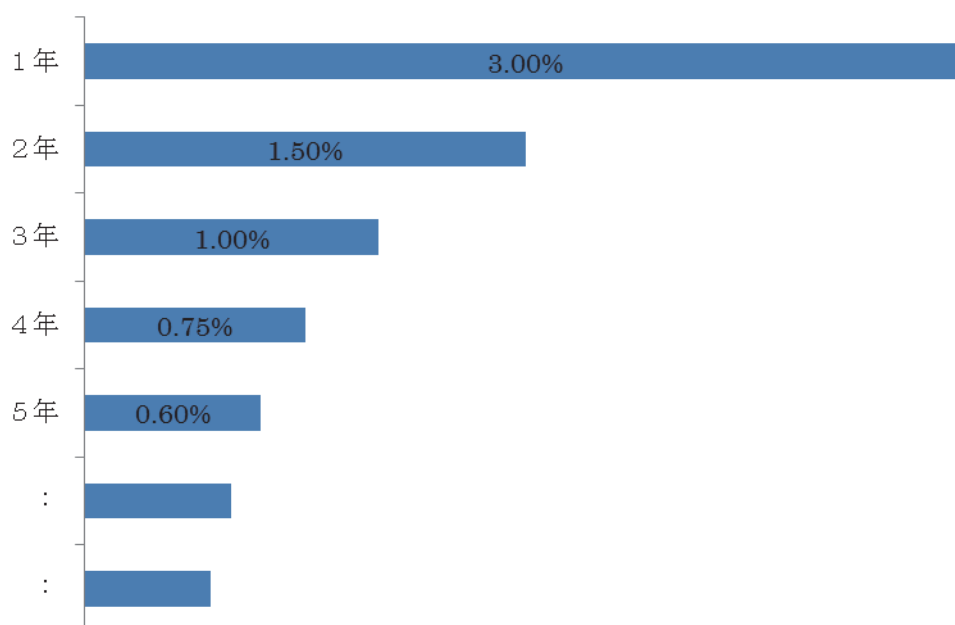
購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が 3% (税抜) の場合

【保有期間】

【1 年あたりのご負担率 (税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど 1 年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「SMBC・アムンディ クライメート・アクション」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

	購入代金	手数料率
購入時手数料	1億円未満	3.30% (税抜 3.00%)
	1億円以上5億円未満	1.65% (税抜 1.50%)
	5億円以上10億円未満	0.825% (税抜 0.75%)
	10億円以上	0.55% (税抜 0.50%)

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位	追加購入の場合	1万円以上1円単位
投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位		

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート（個別商品編）

投資信託

2024年11月

1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	SMBC・アムンディ クライメート・アクション
組成会社（運用会社）	アムンディ・ジャパン株式会社
販売会社	株式会社 三井住友銀行
金融商品の目的・機能	主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	（投資目的）中長期での資産形成を目的とする方 （リスク許容度）元本割れリスクを許容する方
パッケージ化の有無	この商品は、複数のファンドを組み入れるファンド・オブ・ファンズ(FOFs)です。 投資先のファンドはFOFs専用の商品となっていますので、個別に購入することはできません。
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 投資先などの信用状況等の悪化による影響を受けます。 為替相場の変動による影響を受けます。 上記の他、「流動性リスク」、「カントリーリスク」等があります。
〈参考〉 過去1年間の収益率＊	17.7%
〈参考〉 過去5年間の収益率＊	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

＊ 2024年8月末現在

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品がありますか。
あれば、その商品について説明してください。

3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

販売手数料など	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金に応じて下記のように変わります。	
	お申込代金	手数料率
	1 億円未満	3.300%（税抜3.00%）
	1 億円以上5 億円未満	1.650%（税抜1.50%）
	5 億円以上10 億円未満	0.825%（税抜0.75%）
	10 億円以上	0.550%（税抜0.50%）
※ 別に定める場合はこの限りではありません。		
継続的に支払う費用（信託報酬など）	実質的な信託報酬率年1.878%（税込）以内 その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。	
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	ありません。	
信託財産留保額など	ありません。	

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還日は、2029年2月26日です。ただし、期限更新や繰上償還場合があります。
- この商品は解約手数料はありません。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から年率0.77%（税込）の手数料をいただきます。これは購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。
- 当行は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要

NISA（成長投資枠）、NISA（つみたて投資枠）、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

NISA*		iDeCo	時期	分配時	換金・解約、償還時
成長投資枠	つみたて投資枠		項目	所得税および地方税	所得税および地方税
×	×	×	税金	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の 差益（譲渡益）に対して20.315%

* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

（上記は、2024年11月27日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください